

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年 12 月 18 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500744号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500174号

## 第1 結論

請求者のA社における平成5年10月1日から平成6年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成5年10月から平成6年9月までの標準報酬月額については、14万2,000円を30万円とする。

平成5年10月から平成6年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和18年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月1日から平成6年10月1日まで

A社における標準報酬月額の記録について、請求期間に係る厚生年金保険の記録(14万2,000円)だけが、B厚生年金基金の記録(30万円)と相違している。調査の上、請求期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成5年の定時決定により、厚生年金保険の記録は14万2,000円となっているところ、B厚生年金基金の記録は30万円となっている。

また、A社は、請求期間に係る算定基礎届について、「複写式の用紙に記入の後、厚生年金基金と社会保険事務所(当時)に届け出た。」旨回答しているところ、B厚生年金基金は、「請求期間当時、厚生年金基金及び厚生年金保険に係る算定基礎届は、複写様式であった。」旨回答しており、それぞれの回答内容は一致する。

これらを総合的に判断すると、事業主は、平成5年の算定基礎届について、厚生年金基金への届出と同内容の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額を30万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500794号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500175号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年5月及び同年6月の標準報酬月額については、30万円を34万円とする。

平成25年5月及び同年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年5月及び同年6月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和53年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年5月1日から同年7月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、34万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨陳述していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500795号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500176号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年7月の標準報酬月額については、22万円を26万円とする。

平成25年7月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年7月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和56年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年7月1日から同年8月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨陳述していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500796号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500177号

## 第1 結論

請求者のA社における平成25年5月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年5月及び同年6月の標準報酬月額については、19万円を22万円とする。

平成25年5月及び同年6月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年5月及び同年6月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和59年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年5月1日から同年7月1日まで

A社の厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与よりも低く記録されている。年金額に反映する記録として、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間については、A社から提出された給与明細書により、請求者が、当該期間において、オンライン記録で確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を同社から受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、請求者の当該期間に係る標準報酬月額については、A社から提出された給与明細書により認められる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出を誤って提出し、オンライン記録に基づく厚生年金保険料を納付した旨陳述していることから、事業主は、オンライン記録どおりの報酬月額を届け、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。